

京都市訓令甲第 16 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第1備考以外の部分中「行財政局統括監察員」の右に「, 産業観光局京の食文化・流通戦略監」を加える。

別表第2中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

附 則

この訓令は, 平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)